

議案第37号

東十勝障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、東十勝障害支援区分認定審査会共同設置規約を次のとおり変更する。

東十勝障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約

東十勝障害支援区分認定審査会共同設置規約（平成18年3月20日規約第1号）の一部を次のように変更する。

第3条中「新町122番地1幕別町保健福祉センター」を「本町130番地1幕別町役場」に改める。

附 則

この規約は、平成28年5月6日から施行する。